



美味しいオードブルや  
楽しいミニゲームも  
あります！

Love So Sweet

思いがけない出会いが待っている



カップリングパーティー



# ラブリーDEラブリーしようよ♡



2024年 10月6日（日）

11:00～15:00（受付10:45～）

会場／ラブリーホール

（住所：大阪府河内長野市西代町12-46）

## 参加費

男性 4,000円 女性 2,000円

## 参加資格

男性（20～45歳）河内長野市在住 または 勤務の方（見込み、検討している方も可）  
女性（20～45歳） 市内外問わず ※男女共に未婚の方に限ります

## 募集定員

男性 20名 女性 20名 ※応募者多数の場合は抽選とさせていただきます

## 申込方法

「参加申込書」でFAXにて、または河内長野市商工会へ申込書をご持参ください。

（メールでもお受付致します E-mail: harada@ksci.or.jp）

当選者の方には入金方法を通知します。9月20日（金）までに指定口座に参加費をお振込、

または事務局へご持参下さい。入金確認後、正式エントリーとなります。

※裏面の利用規約をご理解頂いた上での申し込みをお願い致します。

主催／河内長野市商工会青年部



ラブリーホール

問い合わせ

河内長野市商工会事務局

大阪府河内長野市昭栄町7-3

（市民交流センター"キックス"右隣） TEL 0721-53-9900 FAX 0721-52-2606

<http://www.ksci.or.jp/index.html>



河内長野市商工会青年部主催  
ラブリーDEラブリーしようよ♡

申込日 年 月 日

|                |   |        |     |      |     |
|----------------|---|--------|-----|------|-----|
| フリガナ           |   | 年齢     | 歳   | 振込日  | 月 日 |
| 氏名             |   | 性別     | 男・女 | 電話番号 |     |
| 住所             | 〒 |        |     |      |     |
| ※下記は任意でご記入ください |   |        |     |      |     |
| 勤務先名           | ( | 勤務先TEL | (   |      |     |

※参加申込書に記載の際は太枠内すべてにご記入ください。記入漏れの場合受付できません。

※電話番号は、携帯電話、常にご本人に連絡が取れる番号でお願いいたします。

※参加される方の個人情報について、上記の事業に利用目的の達成に必要な範囲内で  
取り扱う事とし、その範囲を超えて取扱いいたしません。

私は下記利用規約を遵守する事に同意し、ラブリーDEラブリーしようよ♡に参加申し込みいたします。

年 月 日 参加者本人自署

氏名

利用規約

【第1条】 目 的

全国的に見て少子高齢化・人口減少が問題になっている中、  
河内長野市商工会青年部（以下青年部）では、  
結婚適齢期である男女が気軽に会える場を提供してほしいとの需要に応える為、  
また少しでも住みやすい街・活気溢れる街になることを目的とし本事業を実施します。

【第2条】 参加資格

- 1.20歳以上45歳以下で独身である事・男性については河内長野市在住または勤務の方（見込み、検討している方も可）
- 2.河内長野市に興味がある、関りがある事
- 3.申込の際に自身のプロフィールに偽りの記載申し出が無い事
- 4.本規約に同意している事

【第3条】 運営側の守秘義務

青年部は、参加登録内容について非公開情報部分に関しては、本事業目的以外には利用しません。  
また第三者に対して開示漏洩しないものとします。

【第4条】 本規約の変更

本規約の変更については青年部が一切の権限を持ち、  
参加者の承諾を得る事無く変更できるものとします。（運営会議にて決定）

【第5条】 料金規定

- 1.参加費は青年部が決定した金額とします。
- 2.お支払いいただいた参加費は一切返金いたしません。
- 3.青年部の都合により開催中止となった場合には例外として返金いたします。

【第6条】 運営側の免責事項

- 1.参加者同士、あるいは第三者との間で紛争が生じた場合、  
参加者は自己の責任において（費用含む）解決するものとし、  
青年部・後援者・協賛企業（以下青年部等）は一切責任を負わず、  
また参加者は青年部等に損害を与えないものとします。
- 2.本規約をお読みいただかなかった事により参加者に不利益が生じても、  
青年部等は一切責任を負わないものとします。
- 3.青年部は本事業において提供する情報について、  
参加者の申込内容の正確性を信用するものとし、その誤りについては一切責任を負いません。

【第7条】 損害賠償

- 1.参加者が本規約に違反・不正もしくは違法な行為によって青年部等に損害を与えた場合、  
青年部等は当該参加者に対して損害賠償を請求する事が出来るものとします。
- 2.既婚者が、既婚であることを偽って参加した場合、青年部の信頼を著しく損ねたものとして、  
当該参加者は損害金を負担する責めを負うものとします。